

特許法等の一部を改正する法律要綱

第一 通常実施権等の対抗制度の見直し

通常実施権等は、その発生後にその特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するものとする。

第二 冒認出願等に係る救済措置の整備

特許が、特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき又は共同出願違反に該当する出願に対してされたときは、特許を受ける権利を有する者は、その特許権者に対して特許権の移転を請求することができるものとする。

第三 審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

無効審判手続において、審決の予告を行い、それに応じた訂正請求ができる手続を導入した上で、その

無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止すること。

第四 再審の訴え等における主張の制限

特許権の侵害訴訟の終局判決が確定した後に特許の無効審決が確定したとき等は、訴訟の当事者であつた者は、その判決に対する再審の訴え等において、当該無効審決等が確定したことを主張することができないものとする。

第五 審決の確定の範囲等に係る規定の整備

二以上の請求項に係る特許の無効審判及び訂正審判について、その審決の確定の範囲等に係る規定を整備すること。

第六 無効審判の確定審決の第三者効の廃止

無効審判の審決の確定後に、当事者及び参加人以外の者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判

を請求することができるものとする。

第七 料金の見直し

一 特許料の減免等について、その要件を緩和し、併せてその期間を第一年から第十年までに延長すること。

二 第十一年から第二十年までの意匠登録料を引き下げること。

三 国際出願手数料のうち、調査手数料等について、法律で上限額を設け、具体的な額を政令で定める手数料とすること。

第八 発明の新規性喪失の例外規定の見直し

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公となった発明については、内外国特許公報等に掲載されたことにより公となったものを除き、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるものとする。

第九 出願人・特許権者の救済手続の見直し

一 外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出について、提出期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間は翻訳文を提出することができるものとする。

二 特許料等の追納について、追納期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間は特許料等の追納をすることができるものとする。

第十 商標権消滅後一年間の登録排除規定の廃止

商標権が消滅した日から一年を経過していない他人の商標又はこれに類似する商標の登録を認めないとする規定について、これを廃止すること。

第十一 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第十二 施行期日

この法律の施行期日について定めること。